

消防
なんでも

南部分署



インフルエンザ予防について

インフルエンザが流行する季節となりましたが、皆さんはインフルエンザと風邪の違いについて知っていますか。インフルエンザと風邪とは原因となるウイルスの種類が異なり、通常の風邪はのどや鼻に症状が現れるのに対し、インフルエンザは急に38〜40度の高熱が出たりするのが特徴です。また、気管支炎や肺炎を併発しやすい、重症化すると脳炎や心不全を起こすこともあり、体力のない高齢者や乳幼児などには命にかかわることもあります。

そんな恐ろしいインフルエンザの感染様式として最も多いのがインフルエンザに感染している患者のくしゃみや咳、痰などで吐き出される微粒子（飛沫）を介して感染する「飛沫感染」が中心です。このことを踏まえて日常生活でできる予防方法を紹介します。

1. 栄養と休養を十分に取る

体力をつけて抵抗力を高めることで感染しにくくなります。

2. 人ごみを避ける

病原体であるウイルスを寄せ付けないようにする。

3. 適度な湿度、温度を保つ

ウイルスは低温、低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂っているため、加湿器などで室内の適度な湿度を保つ。

4. 外出後の手洗いとうがい

手洗いは接触による感染を、うがいはのどの乾燥を防ぎます。

5. マスクを着用する

咳やくしゃみの飛沫から他人に感染するのを防ぐ効果があり、『人に対して』という意味で『エチケットマスク』などと言われることもあります。

これらの予防を行なってインフルエンザにかからないようにしましょう。

■お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署 TEL 096-90034

こちら
高森警察署
です!



110番の正しい利用について

1月10日は「110番の日」です。県民の方々から寄せられる110番通報は、事件・事故の早期解決に大きな役割を果たしています。

○110番は「緊急時の通報用」の電話です。

○事件・事故等の緊急時に使用してください。
○相談事や照会など急がない用件は、警察相談電話（#9110）又は最寄りの警察署に電話してください。

※#9110はプッシュホン回線しか使えません。ダイヤル式の電話からは「096-3839110」又は最寄りの警察署に電話してください。

○110番する時は

○なにが… 何があったか（事件か、事故か）
○いつ… 何時ごろあったのか
○どこで… 発生した場所は、目標は
等を落着いて話してください。その他必要なことは係員がお尋ねします。

○110番通報時の心がけ

○ためらわず、素早く
○警察官の早い現場臨場が、事件解決のポイントです。事件事故が発生したら、直ちに通報してください。
○事件・事故の現場を詳しく

110番通報は、どの地域からでも**全て警察本部**へかかります。市町村名、電話番号、付近の建物、駅・停留所等の目標物を言ってください。目標物がない場合は、付近の九州電力の電柱番号を知らせてください。

○携帯電話による通報上の注意

○車を運転しながらの通報は出来ません。必ず停車してから通報してください。

○県境付近では、他県の警察本部へつながる場合があります。

○メール110番のかけ方

○耳や言葉の不自由な方の専用メールです。

○メールには、事案名・場所・住所・氏名等を入力して送信してください。

○メールアドレス

kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp

■お問い合わせ先

高森警察署 TEL 096-0110

知っておきたい

税情報



公的年金収入のある方の確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

ただし、

① この場合であっても、例えば、医療費控除等による所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。

② 所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。ただ、阿蘇税務署へご相談ください。

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

■お問い合わせ先

阿蘇税務署 TEL 0967-22-0551